

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第38号

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表千葉市立青葉病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同表千葉市立海浜病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に、「病理診断科」を「病理診断科 救急科」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。